

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

政策干渉の観点からみたたばこ産業の広告や CSR 活動の分析

研究分担者 原田 正平 聖徳大学 児童学部児童学科 教授

研究要旨：都道府県におけるたばこ対策、とくに受動喫煙防止対策について、日本たばこ産業（JT）などがどのような基準で政策干渉を行っているか、公開されている都道府県及び JT の情報をもとに分析を行った。7 都道府県の政策に対し、JT のホームページ上で会社コメントが公開されていたが、いずれもなんらかの「条例化」を含むかそれに準ずるものに対して積極的な干渉がみられた。一方、より厳しい受動喫煙防止策が含まれていても、「たばこ対策ガイドライン」の場合、公開された情報では、干渉は確認されなかった。また JT のコメントの対象となっていない 40 府県中 3 県では国の受動喫煙防対策軽減をもとめる県議会決議がなされ、残りの多くの府県での受動喫煙防止対策は「啓発事業」が主体で、飲食店などの禁煙場所拡大といった積極的な政策はとられていなかった。受動喫煙防止対策を進めるためには、都道府県レベルでの政策転換も必要と考えられた。

A．研究目的

2016 年度の研究では、日本たばこ株式会社（以下 JT）による自治体の受動喫煙防止対策への政策干渉が確認できたが、JT がどのような基準で干渉を行っているかなどは明らかとならなかった。2017 年度は、そうした基準の有無と干渉の実態を明らかとし、対策を検討することを目的として研究を行った。

B．研究方法

1．国立がん研究センターがん情報サービスたばこ政策情報のサイトより、都道府県ホームページのたばこ対策ページや禁煙支援部署などをまとめたページを利用して、47 都道府県の受動喫煙防止対策の詳細を確認した。

URL：http://gdb.ganjoho.jp/tobacco/
ACT001

2．JT 意見として JT ホームページに掲載されている 2006 年 2 月 15 日から 2018 年 5 月 23 日までの事例のうち、都道府県の政策に関する 7 都道府県分について内容を精読して、政策干渉の目的について分析を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、公開情報を基にした、文献研究であり個人情報などには関わらないため、倫理的配慮は必要としない。

C．研究結果

1．JT の意見・コメントのあった政策

北海道「受動喫煙の防止に関する条例(案)」(2017 年)、「山形県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」(2014 年)、「千葉県受動喫煙防止対策に関する報告(案)」(2012 年)、「東京都受動喫煙防止条例(仮称)骨子案」(2018 年)

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」(2017年)、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会(2016年)、「山梨県がん対策推進条例(2012年)」、「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例(案)」(2013年)、「(兵庫県)受動喫煙の防止等に関する条例」(2012年)。JTの意見の要点は、「吸う人と吸わない人の共存」「飲食店の禁煙進展阻止」に尽きていた。

2. 都道府県議会の動き

岩手県、群馬県、徳島県より県内たばこ農家保護などを理由に、飲食・宿泊業者等に配慮した受動喫煙防止対策の軽減を求める意見書が国などに提出された(2016年12月~2017年12月)。

3. JTのコメントを受けていない府県

多くの府県は、とくに飲食店に対し、受動喫煙防止対策を啓発するものの、実質的には分煙を求める程度で、「禁煙・分煙認定制度」といった形式的な政策にとどまっていた。

山口県などは、学校敷地内禁煙を促進するために、「山口県たばこ対策ガイドライン」を改定して、禁煙場所の拡大や屋外喫煙場所設置の際、通路出入口、子どものいる空間等から概ね10m以上離すことという「10mルール」など規制強化が行われていたが、公開された情報からはJTによる干渉の有無は確認されなかった。

D. 考察

JTが政策干渉ともいふべき意見を寄せてい

る自治体の、受動喫煙防止対策の多くは、「条例化」を伴うか、それに類する施策の場合であったが、今回の分析からは、むしろJTが意見を寄せない自治体の受動喫煙防止対策が啓発事業に終わり、たばこ産業にとって脅威ではない、すなわち実効性のない政策であることが推測された。

そうした自治体に対して、なんらかの干渉が行われたために、実効性のある政策立案されないのか、自治体自体に立案できない理由があるのかについて区別することは、今後全国での受動喫煙防止対策の均霑化に重要であるので、公開情報に加え、自治体に対する個別の調査が必要と考えられた。

E. 結論

全国で実効性のある受動喫煙防止対策を展開するためには、JTなどによる干渉の有無を、直接自治体に調査し、干渉がないにも関わらず啓発事業に終わっている場合は、都道府県レベルでの政策転換の働きかけが必要と考えられた。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。